有限会社メイプルハンド　ケアステーション　もみじのて

身体的拘束等の適正化のための指針

第１条　身体拘束等適正化に関する基本方針

サービスを提供するにあたり、利用者の行動を制限する行為をなくし、やむを得ない状況であっても、できる限り制限のない方法を検討するなど、法人全体で「身体拘束等の適正化」に取り組むための指針をすることを目的として作成する。

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。有限会社メイプルハンドは、利用者等の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしないケアの実施に努める。

第２条　基本的な考え方

① 身体拘束は廃止すべきものである
② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
④ 身体拘束を許容する考え方はやめるべきである
⑤ ケアの本質を考え創意工夫を忘れない
⑥ 身体拘束の廃止・虐待防止に向けてありとあらゆる手段を講じる
⑦ やむを得ない場合、利用者・家族に対する十分な説明を行って身体拘束を行う
⑧ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない
⑨ 利用者の人権を第一に考慮する
⑩ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ

【身体的拘束に該当する具体的な行為】

身体的拘束に該当する具体的な行為は以下の通りです。

① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢等ひもで縛る
③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る

⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する

第３条　身体拘束対策委員会、その他事業内の組織に関する事項

(１)身体拘束対策委員会の設置

身体的拘束等の報告様式を整備して発生状況を記録・報告・分析し、今後の再発防止につなげるための対策を検討する「身体的拘束対策委員会」を設置する。

(２)委員会の構成

ア．管理者
イ．サービス管理責任者
ウ．その他管理者が必要と認める者(外部の専門家等)

(３)身体的拘束対策委員会の検討事項

身体的拘束対策委員会は、定期的(３ヶ月に１回)に開催するほか、必要に応じて開催し、次に掲げる事項について審議する。

① 法令および制度の変更のあるごとに規定、指針等の見直しを行う
② 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること
③ 身体的拘束適正化のための職員研修に関すること
④ 身体的拘束等の廃止に向けての現状把握及び改善に関すること
⑤ 介護従事者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに②の様式に従い、身体的拘束等について報告すること
⑥ 身体的拘束適対策委員会において、⑤により報告された事例を集計し、分析すること
⑦ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ当該事例の適正性と適正化策を検討すること
⑧ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
⑨ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

第４条　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する事項

事業所の職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修は、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに本指針に基づき、適切化を徹底するため、以下の通り実施する。

(１)新規採用者に対する研修

新規採用時に身体的拘束等の適正化の基礎に関する教育を行う。

(２)全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、本指針に基づいた教育･研修を作成し定期的な研修(年２回)を実施する。

(３)記録の保管

研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存します。

第５条　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(１)原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止する。

(２)３要件の確認

緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、次の３要件をすべて満たすことを「身体的拘束対策委員会」で検討・確認し記録します（様式Ⅰ)。

【①切迫性】利用者本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【②非代替性】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【③一時性】身体拘束が一時的なものであること

(３)要件合致の確認

利用者本人の態様に踏まえ身体的拘束対策委員会が必要と判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして、同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(４)利用者本人または家族への説明・確認および記録

身体的拘束対策委員会にて実施の決定とした際に、管理者は利用者本人または家族に対して、緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の身体的拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等を説明し「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」（様式Ⅱ）を取り書面で確認します。

(５)拘束解除

身体的拘束の実施状況や利用者本人の日々の心身の状態等の経過観察を行い、同委員会で拘束解除にむけた確認(３要件の具体的な再検討)を行います（様式Ⅲ)。

(６)記録

「身体的拘束に関する説明書･経過観察･再検討記録」を用いて記録し５年間保存します。

第６条　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の閲覧について、利用者及び家族等から閲覧請求があった場合は、これに応じるものとする。

第７条　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

４項に定める研修のほか、外部の身体拘束等の適正化に関する研修にも参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させぬよう常に研鑽に努めます。

附則　この指針は、令和６年５月１日から施行する。

令和６年 10 月１日　一部改定

令和８年　２月１日　一部改定